

工 事 請 負 契 約 書

1. 工 事 名 集出荷貯蔵施設新築断熱パネル式冷蔵設備工事
2. 仕様・規格 別紙仕様書のとおり
3. 数 量 別紙仕様書のとおり
4. 契 約 金 額 ￥
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ￥)
5. 工 期 契約日から令和3年2月19日まで
6. 工 事 場 所 倉敷市西中新田字四丁地 525 番 9
7. 検 査 場 所 同上

上記品目(以下「物件」という)について、クラカアグリ株式会社 代表取締役 富本尚作(以下「甲」という)と〇〇〇〇(以下「乙」という)との間に、上記各項及び次の各条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契 約 条 項

第1条 乙は、頭書の仕様、規格に基づき、期日内に物件を甲に引き渡すものとする。

2 仕様、規格に明示されていないものについて疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。

第2条 乙は、期日内に物件を引き渡すことができないときは、あらかじめ甲に対し遅滞の理由及び引き渡し見込日時を明らかにした書面を提出して、期間延長の承認を求めなければならない。

第3条 甲は、乙が期日内に物件の引き渡しを完了しないときは、前条の承認にかかわらず、乙に対し、遅滞金を請求することができる。

ただし、その遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りでない。

2 前項の遅滞金は、未納部分に対する契約金額につき、納入期日の翌日から納入の日までの遅滞日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

ただし、未納部分に対して、金額の算定が困難なものについては、契約金額の年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 第1項の遅滞金の請求は、甲が第12条の規定によりこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

第4条 乙は物件を納入するときはその旨を甲に通知し、甲の検査を受けなければならない。

第5条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内に当該物件について検査を行うものとする。

乙は、検査に立ち合い、甲の指示にしたがって物件の検査に必要な作業をおこなわなければならない。

2 前項の場合において、乙又はその代理人が立ち合わないときは、甲は乙の欠席のまま検査を行うことができる。

この場合には、乙は検査の結果について異議を申し立てることはできない。

3 甲は、当該物件の全部または一部について不当な箇所を発見したときは、乙に対し、適当な日時を定

めて他の良好な物件と取替え又は補修を請求することができる。

この場合は乙は直ちに不合格となった物件を引き取り、他の良好な物件を納入し又は不当箇所の補修を行わなければならない。

4 物件の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

第6条 前条の検査に合格し、引き渡しを完了した日に当該物件の所有権は、甲に移転する。

第7条 前条に定める所有権移転の時以前に当該物件について生じた損害は、甲の故意又は重大な過失による場合のほか、すべて乙の負担とする。

第8条 乙は物件の引き渡し後1か年間は、その物件の性能を保証するものとする。この期間内に当該物件にかくれた瑕疵が発見されたときは、甲は、乙に対し、相当の日時を定めて当該物件の取替え、又は瑕疵の補修を請求することができる。

2 前項の規定は、甲が物件にかくれた瑕疵により不当な損害をこうむった場合における損害賠償の請求を妨げない。

第9条 乙は、物件の引渡しを完了したときは、所定の手続きにより代金支払の請求をするものとする。

第10条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から60日以内（以下「契約期間」という）に契約金額を乙に支払わなければならない。

ただし、受領した支払請求書が不当のため、乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受領した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

第11条 乙は、甲が約定期間内に請負代金を支払わないときは、甲に対し、遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数1日につき年5パーセントの割合で計算した額とする。

ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。

又、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合、乙が損害をこうむることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき若しくは正当な理由なく納入期間内に義務を履行することができないと認めるとき。
- (2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 第5条の規定により甲が行う検査を、乙若しくはその代理人又は使用人等が妨げたとき。
- (4) 乙が破産の宣告を受けたとき。
- (5) 乙が解約を申し出たとき。

2 甲は、前各号に掲げる理由により、この契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

第13条 甲は、乙が天災地変等やむをえない理由により、契約の解除を甲に申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し違約金を請求しないものとする。

第 14 条 乙は、この契約により生ずる権利又は、義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第 15 条 この契約により、甲が乙から取得すべき遅滞金および違約金等があるときは、甲は、その選択により、乙が支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収する。

第 16 条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間に紛争が生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

令和 2 年 月 日

甲 住所 岡山県倉敷市西中新田 525 番地の 21

氏名 クラカアグリ株式会社

代表取締役 富本尚作

印

乙 住所

氏名

印